

平成十九年二月二十三日受領  
答 弁 第 六 七 号

内閣衆質一六六第六七号

平成十九年二月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国特命全権大使の人事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国特命全権大使の人事に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの入省年次は、昭和四十六年である。

二について

外務公務員採用上級試験により外務省に採用された職員のうち、御指摘の入省年次でロシア語の研修を命じられ、平成十九年二月十九日現在、同省に在籍している者の氏名及び官職は、小町恭士オランダ国駐  
筋特命全権大使、楠本祐一ウズベキスタン国兼タジキスタン国駐筋特命全権大使、伊藤哲雄カザフスタン  
国兼キルギス国駐筋特命全権大使及び黒田義久レバノン国駐筋特命全権大使である。

三について

外務省においては、職員の職種にもよるが、研修を命じられた言語を母国語とする国・地域の情勢に精通する職員に加え、各分野ごとに専門的な知識を有する職員も養成するよう努めてきているところであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について

御指摘の大使の任用については、これまでの経験等を総合的に判断し決定されたものである。